

市営体育施設使用料一覧

四日市ドーム専用使用料

種 類		基 本 使 用 料 (円)				
		午 前 AM 9 : 00 ~ AM 12 : 00	午 後 PM 1 : 00 ~ PM 4 : 30	夜 間 PM 5 : 30 ~ PM 9 : 00	全 日 AM 9 : 00 ~ PM 9 : 00	
アリーナ専用使用料	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収しない場合	10,500	15,750	21,000	42,000
		入場料等を徴収する場合	42,000	63,000	84,000	168,000
	催しの他の物	式典、講演会等	52,000	78,750	105,000	210,000
		展示会、見本市等	105,000	157,500	210,000	420,000
ブ ロ 興 行		210,000	315,000	420,000	840,000	
会議室等使用料	大 会 議 室	2,310	3,050	4,620	7,670	
	小 会 議 室	1,260	1,680	2,520	4,200	
	練 習 室	3,260	4,310	6,510	10,820	
	準 備 室	2,630	3,470	5,250	8,720	
	控 室 1	1,260	1,680	2,520	4,200	
	控 室 2	1,260	1,680	2,520	4,200	
備 考	土・日曜日、休日のアリーナ使用料は、基本使用料の2割増です。 準備・撤去のみのアリーナ使用料は、規定の2割減です。 アリーナは半面使用が可能です。使用料は規定の5割です。					

運動施設専用使用料(専用利用料金)

施設名	使用時間	使用区分		アマチュア・スポーツ		アマチュア・スポーツ以外	
		入場料金の類を徴収しない場合	入場料金の類を徴収する場合	入場料金の類を徴収しない場合	入場料金の類を徴収する場合		
中央緑地体育館	午前	午前9時~正午	5,670円	12,600円	28,350円	円	
	午後	午後1時~午後4時30分	8,510	18,900	42,530		
	夜間	午後5時30分~午後9時	11,340	25,200	56,700		
	全日	午前9時~午後9時	22,890	51,030	114,770	525,000	
中央緑地第2体育館	午前	午前9時~正午	4,310	9,450	21,320		
	午後	午後1時~午後4時30分	6,410	14,180	31,920		
	夜間	午後5時30分~午後9時	8,510	18,900	42,530		
	全日	午前9時~午後9時	17,220	38,330	86,100	393,750	
霞ヶ浦体育館	午前	午前9時~正午	2,210				
	午後	午後1時~午後4時30分	3,260				
	夜間	午後5時30分~午後9時	4,410				
	全日	午前9時~午後9時	8,820				
霞ヶ浦弓道場	午前	午前9時~正午	1,470				
	午後	午後1時~午後4時30分	2,210				
	夜間	午後5時30分~午後9時	2,940				
	全日	午前9時~午後9時	5,880				
中央緑地陸上競技場	午前	午前9時~正午	5,670	12,600	28,350		
	午後	午後1時~午後5時	8,510	18,900	42,530		
	全日	午前9時~午後5時	12,710	28,350	63,740	294,000	
霞ヶ浦第1野球場	午前9時~午後5時(2時間につき) (4月1日~10月31日は午前6時~午後9時)		3,150				
	午前	午前9時~正午		12,600	28,350		
	午後	午後1時~午後5時		18,900	42,530		
	夜間	午後5時~午後9時		25,200	56,700		
	全日	午前9時~午後9時		51,030	114,770	157,500	

施設名	使用時間	使用区分		アマチュア・スポーツ		アマチュア・スポーツ以外	
		入場料金の類を徴しない場合	入場料金の類を徴する場合	入場料金の類を徴しない場合	入場料金の類を徴する場合		
霞ヶ浦 第2野球場 中央緑地 松原 北条	午前9時～午後5時(2時間につき) (4月1日～10月31日は午前6時～午後7時、中央緑地野球場については午後9時まで)	1,890					
霞ヶ浦 サッカー場	午前 午前9時～正午 午後 午後1時～午後5時 夜間 午後6時～午後9時 午前6時～午前8時(1時間について) 4月1日～10月31日に限る。	1,580 2,310 1,580 530					
垂坂 サッカー場	早朝 午前6時～午後8時 午前 午前9時～正午 午後 午後1時～午後5時 薄暮 午後5時～午後7時	1時間につき420 1,260 1,680 1時間につき420					
三滝武道館 (柔道場・剣道場)	午後5時～午後9時(1時間につき) 午前 午前9時～正午 午後 午後1時～午後5時 夜間 午後5時～午後9時 全日 午前9時～午後9時	1,050 1,890 2,840 8,400 7,980	4,200 6,300 8,400 17,010	9,450 14,180 18,900 38,220	105,000		
三滝テニスコート 城北 松原 (一面につき)	午前 午前9時～正午 午後 午後1時～午後5時 夜間 午後5時～午後9時 (三滝テニスコートのみ) 全日 午前9時～午後5時	1,470 2,210 3,150 3,260					
霞ヶ浦プール 中央緑地水泳 競技場	午前9時～午後7時(1時間につき) 霞ヶ浦プールは午後5時まで	50m プール 3,150 その他のプール 1,890					
温水プール	午前9時～正午(1時間につき)	7,560					
三滝相撲場	午前 午前9時～正午 午後 午後1時～午後5時	950 1,420					
霞ヶ浦 運動用舟艇場 艇庫及び 係留施設	1ヶ月1艇につき 歴月をもって計算し、端数のある場合は、1ヶ月とする。	艇庫内3,780 屋外1,580 係留施設 艇長9m未満 7,880 艇長9m以上 10,500					
鈴鹿川河原田 野球場 垂坂ソフトボール場 鈴鹿川河原田 ソフトボール場	午前9時～午後5時(2時間につき) (4月1日～10月31日は午前6時～午後7時)	840					
鈴鹿川 ラグビー・サッカー場 鈴鹿川 グランドゴルフ場	午前 午前9時～正午 午後 午後1時～午後5時 午前6時～午前8時及び午後5時～午後7時(1時間につき) 4月1日～10月31日に限る	1,050 1,580 320					

市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所及び心身障害者団体は半額。

個人使用料（個人利用料金）

（イ）個人使用券（1人1回2時間以内）

使用区分		一 般	中学生以下
施設名	使用時間		
四 日 市 ド ー ム ア リ ー ナ	一般公開日の 午前9時～午後9時	円 (2時間以内) 420	円 (2時間以内) 210
中央緑地体育館 中央緑地第2体育館 中央緑地トレーニング場	午前9時～午後9時	210	100
中央緑地陸上競技場	午前9時～日没		
三 滝 武 道 館	午前9時～午後9時		
三 滝 テ ニ ス コ ー ト	午前6時～午後9時 (12月1日～2月末日は 午前7時～午後9時)		
城 北 テ ニ ス コ ー ト	午前7時～午後6時 (12月1日～2月末日は 午前7時30分～午後5時)		
松 原 テ ニ ス コ ー ト	午前9時～午後5時		
霞ヶ浦プール	午前10時～午後5時		
中央緑地水泳競技場	午前10時～午後7時		
温 水 プ ー ル	午後1時～午後8時		

三滝テニスコート夜間照明を使用する場合、1人1時間以内。

（ロ）回数使用券（1人1回2時間以内）

使用区分		一 般	中学生以下
種別			
温水プール（6枚綴り、有効期間6ヶ月）		2,100円	600円
中央緑地体育館、中央緑地第2体育館、中央緑地トレーニング場、テニスコート、霞ヶ浦プール、中央緑地陸上競技場、中央緑地水泳競技場、三滝武道館 （共通回数券 12枚綴り、有効期間6ヶ月）		2,100	1,000

（イ）（ロ）とも、市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳等を提示したものに限り半額。

ただし、三滝テニスコート夜間照明を使用する場合、1人1回1時間以内。